



三重県中小企業・小規模企業振興条例

Vol. 12



令和7年5月

「三重県中小企業・小規模企業

～中小企業・小規模企業は、地域経済の

なぜ、条例が必要なの？

中小企業・小規模企業は、県内企業数の99.8%、従業者総数の88.3%を占め※地域の雇用や経済、社会を支えている重要な存在です。 ※出典：2025年版中小企業白書

昨今、国際的な競争の激化など世界経済の構造変化への対応や、少子高齢化、地域の過疎化など新たな社会的な課題の解決への対応が求められています。今まさに、県内の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化をチャンスとして捉えて、時代の変化に対応していくことが必要となっています。

県では、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置づけ、必要な支援を迅速かつ的確に実施していきます。

【中小企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	資本金3億円以下又は従業員数300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員数100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下又は従業員数100人以下

【小規模企業の範囲】

業種分類	条例上の範囲
製造業その他	従業員20人以下
卸売業・小売業(飲食店含む)・サービス業	従業員 5人以下

中小企業・小規模企業振興の基本理念

中小企業・小規模企業の主体的な努力を促進すること

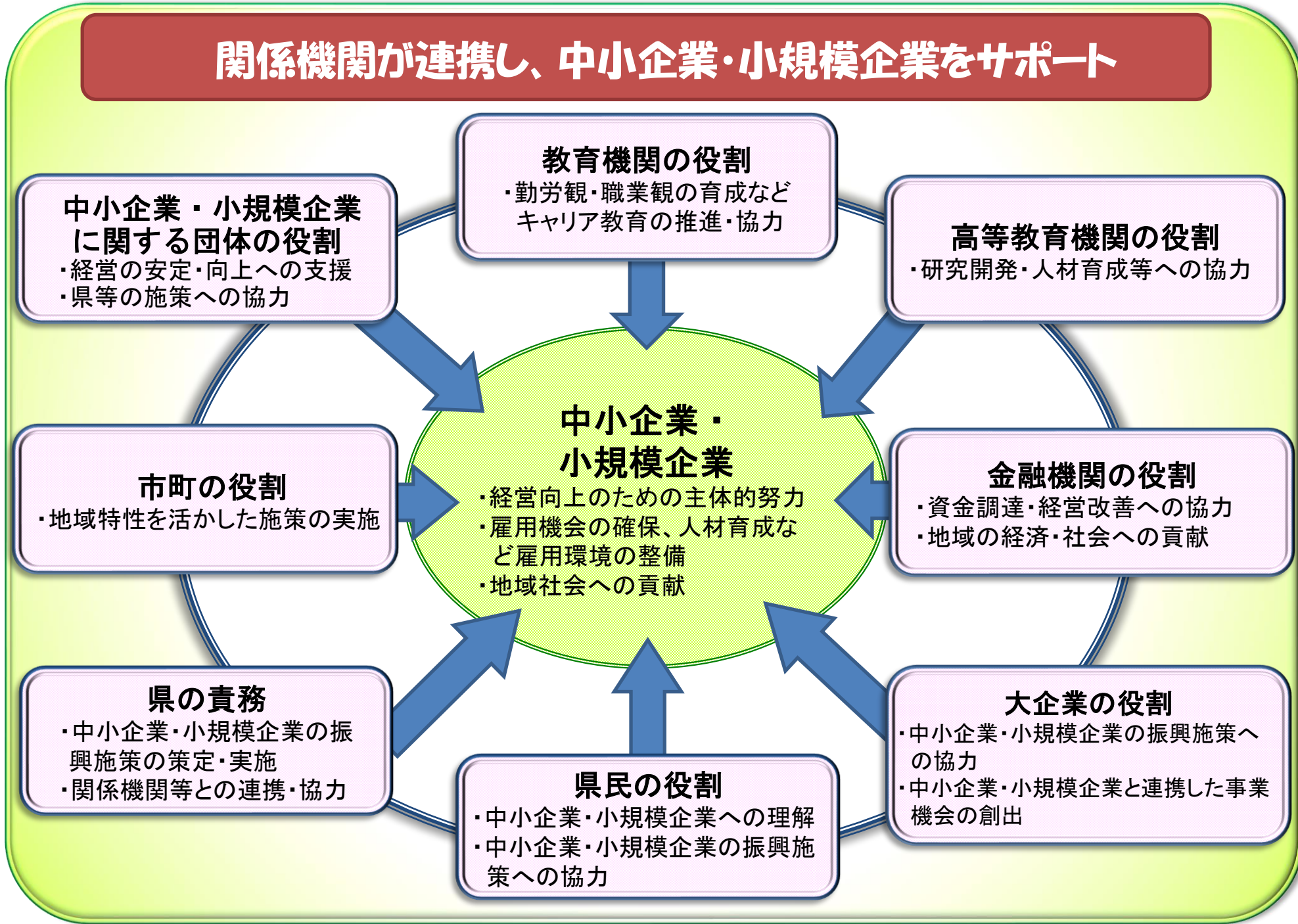
中小企業・小規模企業が、地域社会の維持・形成に寄与している役割の重要性に鑑みること

小規模企業に対してきめ細かく支援すること

関係機関と連携・協力すること

振興条例」とは

基盤であり、成長発展を支える原動力～



令和2年3月に条例改正

経済的社会的環境の変化や新たな課題に対応するため、令和2年3月に条例改正

前文・基本的施策の追加

Society5.0、SDG s の視点	働き方改革の促進
新事業の創出	若者等の就職・定着の促進
情報通信技術の活用	防災・減災対策の強化

ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興

第13条

県は、ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

主な支援制度

ものづくり中小企業・小規模企業の課題解決を技術支援

- 技術相談（技術トラブルで困っている！開発のアドバイスが欲しい！）
製品開発・品質管理・試験方法など、電話・メール・面談でご相談ください（無料）。
補助金申請に向けた技術相談や、申請書のブラッシュアップなどもご相談ください。
- 機器開放（試験データを取りたい！でも試験機を持っていない！）
所有する200台以上の機器をお貸しします（有料）。
- 依頼試験（測定・分析をしてほしい！）
工業研究所に試験をご依頼いただき、その結果を報告します（有料）。
- 人材育成（会社の新人に技術指導をしたい！）
技術者の皆様を対象に、機器の取扱講座、研修講座や出前講座を随時開催しています。
- 技術支援（試作開発をしたい！現場の技術トラブル対策をしたい！）
期間を決め、技術的なアドバイスや機器利用などを援用して課題を解決します。



工業研究所 企画調整課
059-234-4036

県内ものづくり中小企業・小規模企業の技術開発等を支援 （三重県工業研究所との共同研究の実施）

企業の商品開発や技術改良等の課題解決を支援する研究を実施します

①（企業）ニーズ対応型

- 課題解決型：事業者が抱える技術課題を工業研究所の技術シーズやノウハウ及び設備を活用して解決するための共同研究
- 人材育成型：技術人材を受け入れ、ともに研究に従事することで、事業者の技術課題を解決する共同研究
- 産業廃棄物等抑制型：産業廃棄物の抑制やリサイクルを推進するための共同研究
- 地域循環形成型：地域循環形成の促進に向け、主に産業廃棄物や使用済み製品の循環利用の推進のために行う研究開発で、その成果を県内に普及可能な共同研究



②（工業研究所）シーズ促進型

- エネルギー技術型：エネルギー関連技術の共同研究

※申請方法及び費用については事前にお問い合わせください。



工業研究所 プロジェクト研究課
059-234-0407

県内ものづくり企業の技術的な課題の解決や、製品・サービスの開発、県内産業のカーボンニュートラル（CN）実現を促進するため、以下の①～③の補助金を実施

①成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金

CN・EV化等に向けたさまざまな技術的な課題等への対応に向けた、次世代技術の先行的な開発や高付加価値製品の開発、試作等の事業に対して補助。

【単独型】 補助額：250万円以内 補助率：1/2以内

【共同研究型】 補助額：500万円以内 補助率：1/2以内

※共同研究型：県内の公的研究機関及び県内の高等教育機関（大学・高等専門学校等）との共同研究を含む事業



新産業振興課 成長産業・ライフノベーション班
059-224-3113

②ヘルステック実証支援事業補助金

デジタル技術などの最新技術を活用し、ヘルスケア領域の課題解決につなげるヘルステック関連の製品やサービスの開発を促進するため、医療・介護現場における試作品等の実証等の事業に対して補助。

補助額：150万円以内

補助率：1/2以内



新産業振興課 成長産業・ライフノベーション班
059-224-3113

③カーボンニュートラル実現に向けた技術開発等支援事業費補助金

水素・アンモニア、バイオ燃料等の利活用やサプライチェーン構築等をめざした、技術開発、実証事業、FS検討等の事業に対して補助。

【大企業】 補助額：350万円 補助率：1/3以内

【中小企業】 補助額：500万円 補助率：1/2以内



新産業振興課 ものづくり推進班
059-224-2749

※各補助金の募集期間など詳細については、担当課までお問い合わせください。

産学官が連携して、県内ものづくり中小企業の技術開発等を支援

県内ものづくり企業の競争力強化や付加価値の増大につなげるため、産学官が分野横断的に連携し、企業の新技術導入を促進する研究会を開催し、県内企業の基盤技術力の向上や、地域経済を牽引する産学官プロジェクトの創出を図ります。

【具体例】

- ・技術動向、最新技術の紹介
- ・応援伴走する機関との協働による企業の新技術導入
- ・学や官による重点課題の研究取組及び企業等との協働取組へのアプローチ
- ・戦略的・効果的な産学官取組への展開

※研究会の開催時期等については、
右記担当課までお問い合わせください。



工業研究所 企画調整課
059-234-4036

ヘルスケア分野への参入促進や事業拡大を支援

ヘルスケア分野への参入や、医療・福祉機器等の製品化を支援するため、以下の①～⑥の事業を実施

- ①医療・福祉機器等に関する展示会への出展等、マッチングの支援
- ②アドバイザーとの個別相談、専門家による伴走支援
- ③医療機器分野の参入に必要な知識や医工連携に関する人材育成講座の実施
- ④セミナー開催による知識・ノウハウ等の情報提供
- ⑤成長産業推進に向けた試作・開発支援事業補助金の実施（再掲）
- ⑥ヘルステック実証支援事業補助金の実施（再掲）



新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班
059-224-3113

県内ものづくり企業における技術人材の育成を支援

県内ものづくり企業の付加価値向上や高度ものづくり技術者の育成を図るため、以下の①～⑤の講座等を実施

- ①航空宇宙産業への新規参入・事業拡大に向けた人材育成講座
- ②自動車関連企業を対象とした講座及び専門家派遣
- ③コンビナートのプラント運営や施設メンテナンス等に関する人材育成講座
- ④CN(カーボンニュートラル)・EV化等に関するセミナー等
- ⑤医療機器分野の参入に必要な知識や医工連携に関する人材育成講座（再掲）



新産業振興課 ものづくり推進班
059-224-2749

新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班
059-224-3113

中堅・中小企業の新たな投資を補助 (中堅・中小企業高付加価値化投資促進補助金)

以下①②のいずれかに該当する設備投資（土地、建物は除く）に関する経費を支援

- ①ものづくり基盤技術の高度化、成長分野における生産拠点の強化
- ②付加価値の高いサービスを提供する集客・交流施設の整備

補助限度額： 2,000万円以内

補助率： 中堅企業者 10/100以内
中小企業者 15/100以内



企業誘致推進課 企業誘致班
059-224-2819

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興、まちづくりによる地域の活性化

第14条

- 1 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

伝統産業・地場産業の新たな市場開拓を支援

(伝統産業・地場産業の新たな市場開拓促進事業)

- ①訪日外国人の増加、ライフスタイルの変化や消費者ニーズの変化に対応するため、商品開発や販路開拓の取組を支援
- ②デザイン性・機能性に優れた工芸品等を「三重グッドデザイン」として選定し、県内外において情報発信や販路開拓の取組を支援



県産品振興課
県産品販売促進班
059-224-2336

三重県伝統工芸士認定制度

伝統産業の振興や次世代への継承に寄与することを目的に、三重県指定伝統工芸品の製造に従事している者のうち、高度な技術・技法を保持する者を「三重県伝統工芸士」として認定。



県産品振興課
県産品販売促進班
059-224-2336

商店街の活性化に向けた取組への支援 (商店街等活性化支援事業)

商店街等が実施する勉強会、先進事例調査、今後の取組に対する検討等に対し、専門家等の派遣等を実施



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

伝統産業の原材料確保にかかる取組を支援 (三重県伝統産業原材料確保対策支援補助金)

以下のいずれかに該当する取組に関する経費を支援

- ①代替原材料による商品試作
- ②代替原材料のサンプル調達・開発

補助率：補助対象経費の1/2以内
補助上限額：100万円

※令和7年度の募集は終了しています



県産品振興課
県産品販売促進班
059-224-2336

小規模企業に対する支援

第15条

- 1 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。
- 2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度



小規模企業等の売上拡大、経営改善、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応する「よろず支援拠点」を（公財）三重県産業支援センターに設置
売上拡大、経営の向上等に向けた支援（アドバイス）を実施
※相談は何度でも無料



（公財）三重県産業支援センター
よろず支援拠点
059-228-3326

よろず支援拠点

（中小企業・小規模企業のための経営相談所）

○よろず支援拠点サテライト（平日9:00～17:00）

- ・くわなサテライト（桑名商工会議所内）
- ・まつさかサテライト（松阪市産業支援センター内）

○定期相談会の実施

- ・東員町商工会 毎月第1木曜（13:30～16:30）
- ・四日市商工会議所 毎月第2火曜（13:30～16:30）
- ・ビズ・スクエアよっかいち 毎月第4金曜（13:30～16:30）
- ・三重県産業支援センター北勢支所 毎月第2月曜（13:30～16:30）
- ・上野商工会議所 毎月第3木曜（13:30～16:30）
- ・名張商工会議所 毎月第2木曜（13:30～16:30）
- ・明和町商工会 毎月第2火曜（13:30～16:30）
- ・伊勢商工会議所 毎月第1・第3火曜、第2・第4金曜（13:30～16:30）
- ・鳥羽商工会議所 毎月第4火曜（13:30～16:30）
- ・志摩市商工会 毎月第4月曜（13:30～16:30）
- ・大紀町商工会 毎月第3水曜（13:30～16:30）
- ・尾鷲商工会議所 毎月第2・第4木曜（13:30～16:30）
- ・みえ熊野古道商工会 毎月第3水曜（13:30～16:30）
- ・鈴鹿市ものづくり産業支援センター 毎月第2水曜（13:30～16:30）

※申込は、商工会議所等各会場にてお願いします。

小規模企業に対する支援体制の構築 （小規模事業支援費補助金）

小規模企業の振興と安定を図るため、商工団体が経営指導員等を設置して行う小規模企業の経営・技術の改善・発達に向けた伴走型支援の充実を図る

また、小規模企業に対する支援体制を強化するため、商工団体の経営支援機能の強化に取り組む



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

中小企業の組織化を支援 （中小企業連携組織対策事業）

中小企業団体中央会が行う中小企業の組織化及び協同組合の育成指導のための窓口・巡回相談や、協同組合の課題解決及び新たな活動を支援するための専門家派遣や講習会等に対する助成

中央会に対する指導、中小企業の組織化の推進、協同組合の設立認可や事業変更等に伴う定款変更認可等の実施



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

三重県版経営向上計画の認定等(第16条)

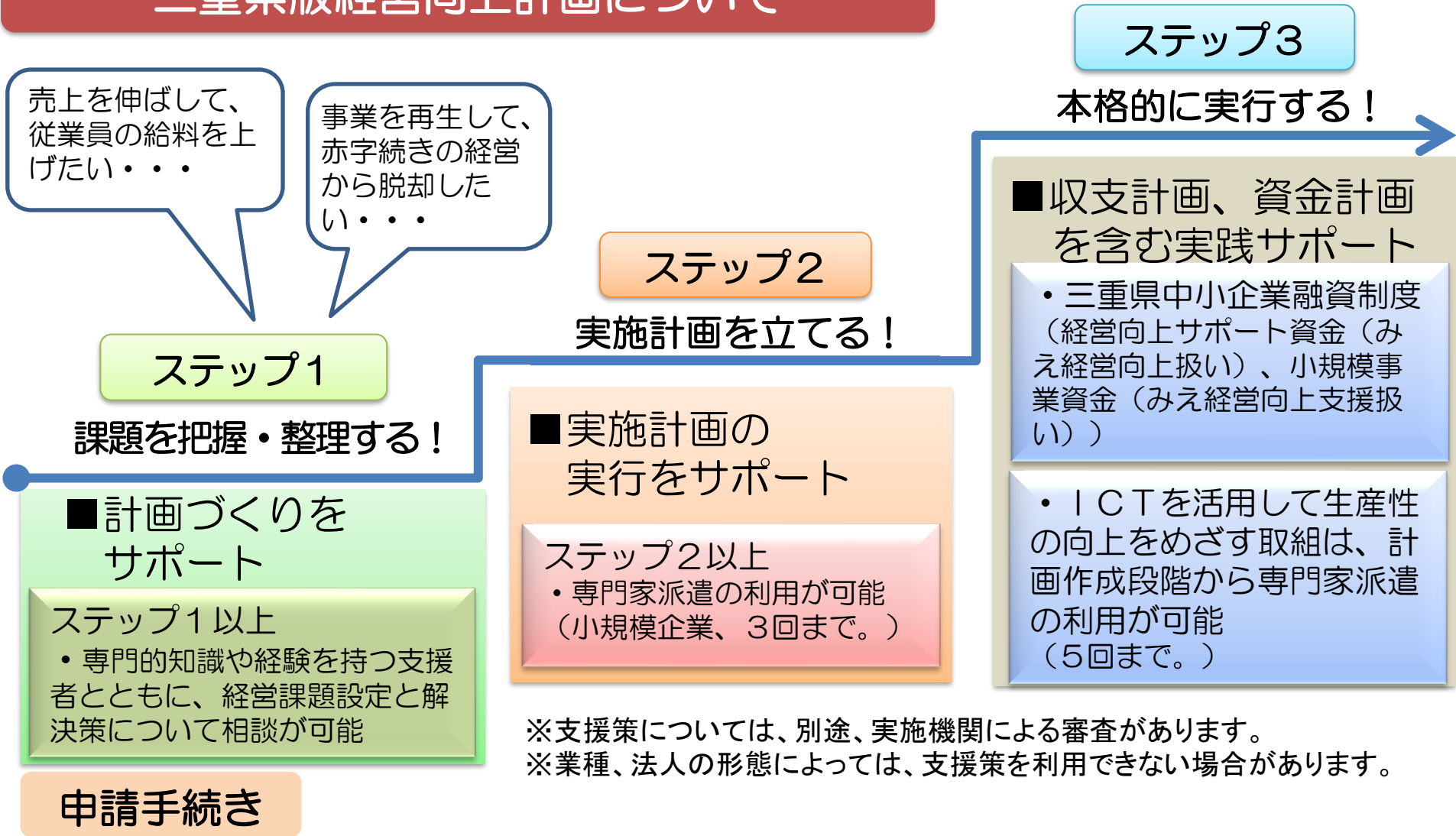
第16条

- 1 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2～7 （略）

中小企業・小規模企業の挑戦を後押しするとともに、中小企業・小規模企業のやる気を引き出すために、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度を実施しています。

三重県版経営向上計画の作成については、お気軽に商工会議所、商工会又は三重県中小企業団体中央会にご相談ください。（P23、24参照）

三重県版経営向上計画について



三重県版経営向上計画に関する詳しい説明は、
ホームページ(<http://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci400013324.htm>)でご覧いただけます。



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

人材の育成及び確保

第17条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップのための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。



主な支援制度

多様な職業訓練の実施 (公共職業能力開発推進事業)

・三重県立津高等技術学校では、産業界のニーズを踏まえ、高等学校を卒業した者（学卒者）、離転職求職者を対象とした多様な職業訓練を実施し、働く意欲のある方に職業能力開発の機会を提供するとともに、県内産業の担い手となる人材を育成

・あわせて、県内企業の技術者等の技能向上を図るため、在職者訓練を実施

＜津高等技術学校施設内訓練＞

①学卒者向け訓練

自動車技術科、ICTエンジニア科、産業技術科、産業技術専攻科

②離転職者向け訓練（6学科）

パソコンCAD科、ホームコーデ科、住宅サービス科、オフィスビジネス科、
マルチスキルワーク科、アーキデザイン科

③障がい者向け（1学科） OA事務科

④外国人向け（2学科） 金属成形科、自動車板金・塗装科

⑤在職者向け ガス溶接技能講習、玉掛け技能講習、アーク溶接特別教育、その他

＜委託訓練＞

離転職者向け 訓練分野：介護、保育、栄養士、製菓衛生師、調理師、パソコン事務、医療事務、その他



雇用対策課 働き方改革・人材育成班 059-224-2454
津高等技術学校 059-234-2839

女性の雇用支援

(女性の就労支援事業等)

- ・スキルアップ研修等と県内企業との交流会を組み合わせた一体的な（再）就職支援を実施
- ・SNSを活用して、就職支援情報とともに、未経験分野で再就職に挑戦する女性の活躍事例等を発信
- ・女性求職者等の県内就労促進に向けた県外セミナー等の開催



雇用対策課 若者・女性雇用班
059-224-2465

県内の労働力不足解消に向けた環境整備・人材確保支援 (地域活性化雇用創造プロジェクト事業:厚生労働省採択)

県内の労働力不足の解消に向けて、多様な人材が活躍できる職場づくりを推進し、県内企業とのマッチングの機会を提供するとともに、県内の成長産業における必要な人材の育成・確保を行い、地域における良質で安定的な雇用を創出します。

- (1)採用力強化や働き方改革にかかる個別具体的な伴走支援を実施し、企業の課題やニーズに応じて多様な人材が活躍できる職場づくりを行うことで、県内の労働力不足の解消を図る。
- (2)女性、外国人、高齢者、転職希望者など多様な人材を対象に、就業体験やスキル習得研修、個別相談等の就職支援とともに、県内企業とのマッチングの機会を創出し、県内就職を促進する。
- (3)県内の成長産業において、分野ごとに労働者の人材育成支援を実施するとともに、県内外の求職者と県内企業とのマッチングの機会を提供する。

【事業内容】

労働力不足の解消と成長産業における必要な人材の育成・確保

【A 企業・事業主向け支援】

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ①県内企業の採用力向上支援事業 | ②県内企業におけるインターンシップ等推進事業 |
| ③企業向け働き方改革取組推進事業 | ④高齢者雇用促進事業 |
| ⑤はじめての障がい者雇用支援事業 | ⑥外国人受入体制構築事業 |
| ⑦新分野への進出、業態転換支援事業 | ⑧高度ものづくり技術人材育成事業 |
| ⑨コンビナートプラント運営人材育成事業 | |

【B 求職者・労働者向け支援】

- | | | |
|-----------------------|-----------------|-------------|
| ①若年求職者向けインターンシップ等実施事業 | ②転職希望者の県内就職促進事業 | |
| ③女性の就職支援事業 | ④高齢者就職支援事業 | ⑤外国人の就職支援事業 |

【C 就職促進支援】

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ①地域企業就職促進交流事業 | ②女性求職者と県内企業のマッチング促進事業 |
| ③外国人材の県内就職促進事業 | ④首都圏等就職相談アドバイザー事業 |
| ⑤半導体関連分野の就職促進事業 | |



雇用対策課 若者・女性雇用班
059-224-2465



(公財)三重県産業支援センター 雇用プロジェクト推進課
地域活性化雇用創造プロジェクト 059-253-1260

プロフェッショナル人材の採用を支援(プロフェッショナル人材戦略拠点事業:内閣府採択)

「攻めの経営」への転身を後押しする人材(＝プロフェッショナル人材)を、民間人材ビジネス事業者を介してマッチングします。副業・兼業人材の活用により、高いスキルを持った人材確保も可能です。



(公財)三重県産業支援センター
雇用プロジェクト推進課
プロフェッショナル人材戦略拠点
059-253-3888

求職者の確保支援(「みえ」の仕事マッチングサイト)

県内中小企業等の求人情報を検索・照会できるマッチングサイトを運営しています。

サイトには、週20時間以上の無期雇用かつ就業地が三重県内である求人情報を掲載でき、さらに、企業ごとの個別ページで法人情報や業務内容等をアピールすることが可能です。

また、サイトを通じて東京圏から三重県へU・Iターン就職をした方には、移住支援金(単身60万円、世帯100万円)を支給します。※支給には要件があります。

【登録方法】

サイトに求人情報を掲載いただくには、事前に県への登録が必要です。

登録方法はマッチングサイトトップ画面右上「企業の方へ」からご確認ください。

HP: <https://www.mie-uij.jp/>



雇用対策課 若者・女性雇用班
059-224-2465

みえ仕事マッチング 検索

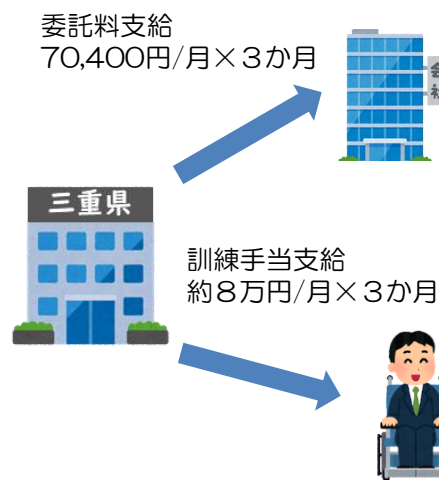
障がい者の雇用支援 (障がい者雇用ステップアップ推進事業等)

- ・障がい者雇用アドバイザーによる各種制度の周知及び求人開拓の実施
- ・障がい者の職業訓練により、企業と障がい者とのマッチングを支援
- ・障がい者就職面接会の開催により、企業と障がい者とのマッチングを支援
- ・職場定着セミナーをはじめとする各種セミナーや企業ネットワークなどによる企業担当者への情報提供

アドバイザー派遣



委託訓練（企業と障がい者のマッチング）



障がい者の就職面接会



障がい者雇用推進企業ネットワーク



障がい者雇用・就労促進課
障がい者雇用班 059-224-2510

高齢者、外国人の雇用支援 (高年齢者雇用対策事業等)

- ・高齢者がその能力や経験を生かして、ライフスタイルに応じた働き方が実現できるよう、三重労働局等の関係機関と連携して求職者の再就職に向けたセミナーやキャリアコンサルタント等による個別相談会を開催
- ・企業を対象に高い就業意識を持つ高年齢者が安心して就労できる職場環境づくりに向けたセミナーや個別相談会を開催し、継続雇用制度の導入に向けた就業規則整備等の支援
- ・就職を希望する外国人（留学生を含む）を対象に、合同企業説明会や就職準備セミナー、県内企業への就業体験等に加え、日本語能力に配慮した職業訓練を実施
- ・高度外国人材の採用をめざす県内中小企業等を支援するため、ベトナムおよびインドネシアにおいて合同面接会を開催し、現地の大学生等とのマッチング機会を創出

< 就 職 面 接 会 >



障がい者雇用・就労促進課
地域雇用・勤労者福祉班 059-224-2461
障がい者雇用班 059-224-2510

第18条

県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度



多様な働き方の推進 (働き方改革取組発信事業等)



- 働き方改革の機運を醸成し、経営者等の意識改革を図るセミナーを開催します。
- 働き方改革に意欲的に取り組む企業にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場環境の整備をお手伝いします。
- 企業の規模、業種に関わらず、誰もが働きやすい職場環境や柔軟な働き方を実現するため、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰制度の取組を進めます。また、登録した中小企業・小規模企業に対し、取組に応じて「三重県働き方改革推進奨励金」を支給します。
- 働き方改革に取り組む県内企業の魅力を県内外の若者等へ情報発信し、人材の確保につなげていきます。



雇用対策課 働き方改革・人材育成班
059-224-2454



「三重とかわか健康経営カンパニー」 (ホワイトみえ) 認定制度

三重とかわか
健康経営カンパニー
MiF
Mie Tokowaka Health and Productivity Company

多くの人々が一日の大半を過ごす職場での健康づくりに取り組むため、企業における健康経営®（※）の取組を「見える化」して更なる取組を促進する仕組みです。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

認定対象

三重県内に所在する事業所又は店舗等

認定のメリット

- 認定証を交付するとともに、名刺やホームページ等に活用できる認定マークを提供します。
- 特に優れていると認められる取組に対する表彰制度「三重とかわか健康経営大賞」へ応募できます。
- 健康経営を加速させる取組に要する経費の一部を助成する「三重とかわか健康経営促進補助金」を活用できます。



医療保健部 健康推進課
健康対策班 059-224-2294

認定までの流れ

目標設定

目標を記入した「申込書（※1）」を提出（※2）

取組

「健康づくり」に取り組む

実績報告

前年度の取組を記入した「実績報告書」を提出（※2）（※3）

認定

認定要件の充足により認定

- ※1 協会けんぽ三重支部加入事業所は、「エントリーシート」
- ※2 協会けんぽ三重支部加入事業所は協会けんぽ三重支部、それ以外は県保健所・四日市市を通じて、県に提出します。
- ※3 実績報告は県HPから電子申請ができます。

第19条

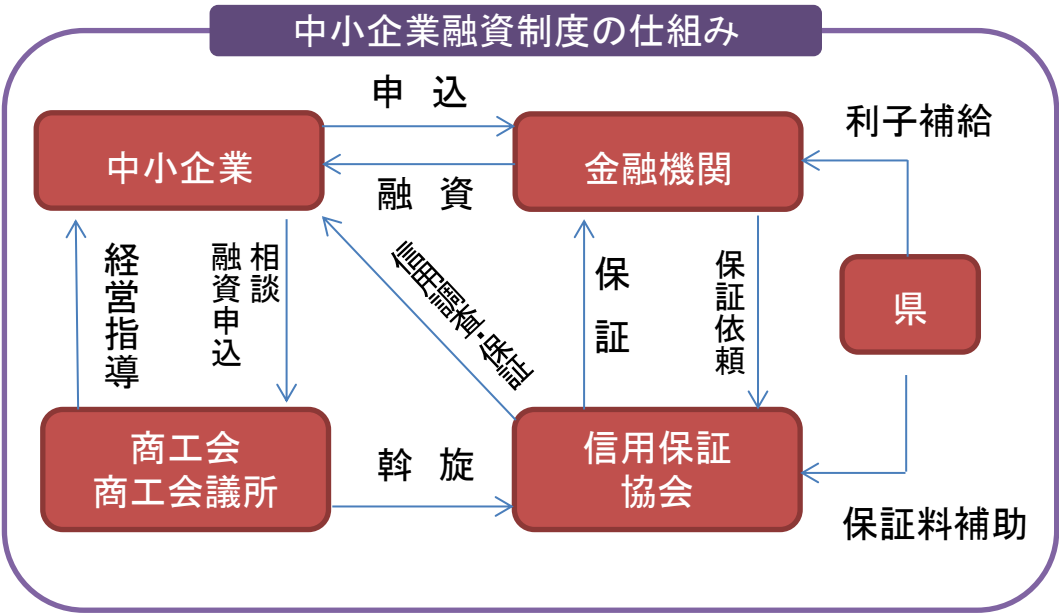
県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実、その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度



【中小企業金融対策事業】

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関等の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。中小企業融資制度の詳細な内容を説明するパンフレット「融資制度のご案内」は、ホームページでご覧いただけます。



(<http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/HP/77426022712.htm>)

主な中小企業融資制度

店舗を改装したい!!



資金用途	設備(運転)資金	融資利率(固定)	1.60%又は1.70%	担保・保証人
融資限度額	2,500万円	保証料率	0.45%～1.60%	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則、法人代表者を除き保証人不要。
協会利用	有	期間(以内)	設備7年又は10年 運転5年又は7年	

【小規模事業資金】

新規に開業したい!!



資金用途	設備(運転)資金	融資利率(固定)	1.35%又は1.40%	担保・保証人
融資限度額	3,500万円	保証料率	0.60%	担保不要。 原則、法人代表者を除き保証人不要。
協会利用	有	期間(以内)	10年	

【創業・再挑戦アシスト資金】

新しい設備を入れたい!!



資金用途	設備資金	融資利率(変動)	取扱金融機関所定	担保・保証人
融資限度額	2,500万円	保証料率	0.20%～1.10%	担保は、保証協会又は取扱金融機関の定めによる。原則、法人代表者を除き保証人不要。
協会利用	有	期間(以内)	15年	

【設備投資促進資金】



創業及び第二創業の促進

第20条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

スタートアップの支援

（「みえスタートアップエコシステム」の構築）

みえスタートアップ支援プラットフォームでは、各種情報発信を行うとともにワンストップ窓口を設置しています。また、定期的にイベント等を開催し、県内外のスタートアップコミュニティを有機的に結び付け、新規事業の創出を促進し、成長・発展をめざします。また、県内に拠点を置くスタートアップ等を対象として、新規事業創出のための新サービス・製品の検証や実証を支援します。

- ・機運の醸成・起業家教育
- ・新規事業のアイデアやマーケットの開拓
- ・育成プログラム
（事業計画策定・ノウハウ習得）
- ・県内企業とスタートアップによる
オープンイノベーション
- ・メンタリングや事業計画の磨き上げ
- ・事業化・資金獲得のためのピッチ大会
- ・自立化した起業家による後進の育成

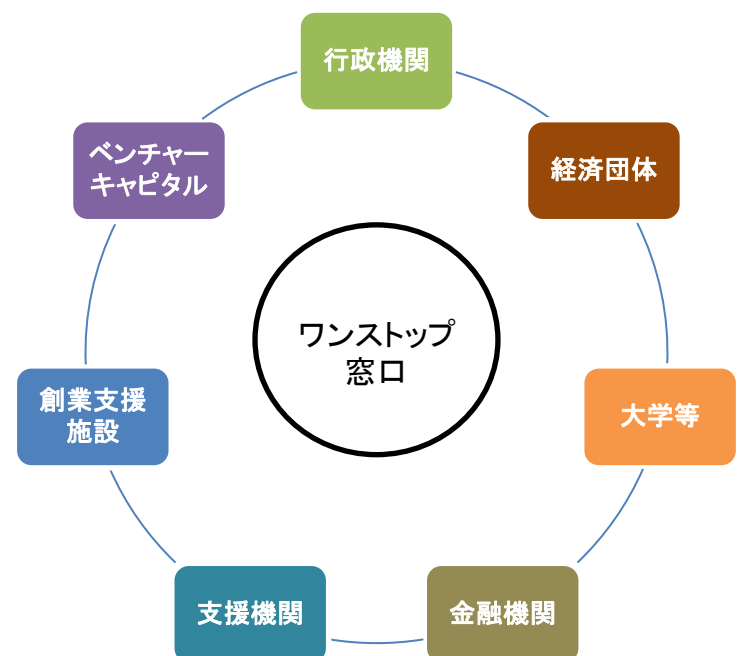
（参加費）無料

（時期）随時



産業イノベーション推進課
技術革新班 059-224-2227

みえスタートアップ支援 プラットフォームによる支援体制



創業活動への融資

（創業・再挑戦アシスト資金）

新たな県内雇用の場を創出のための創業活動を支援

- ・融資限度額：3,500万円
- ・融資期間：10年以内
- ・融資利率：年率1.35%または1.40%（県0.5%補助後）
- ・保証料率：年率0.60%（一部例外あり）（県0.3%補助後）



中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

事業承継への支援

第21条

県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

三重県事業承継ネットワーク

○三重県における円滑な事業承継を推進し、事業承継に向けた早期かつ計画的な準備や課題解決のため関係機関が連携した支援体制を構築することを目的に、（公財）三重県産業支援センター、国、県、商工団体、金融機関、土業等専門家団体等で「三重県事業承継ネットワーク」を平成29年8月に組成しました。

○三重県事業承継ネットワークでは、事業承継に向けた経営者の「気付き」を促す「事業承継診断」や専門家派遣などを実施しています。事業承継ネットワーク構成機関の相談窓口や三重県事業承継ネットワーク事務局へご相談ください。

〔公的機関〕

- ・三重県（雇用経済部）
- ・三重県市長会
- ・三重県町村会
- ・中部経済産業局
- ・東海財務局津財務事務所
- ・中小企業基盤整備機構中部本部

〔商工関係団体〕

- ・三重県商工会連合会
- ・三重県商工会議所連合会
- ・三重県中小企業団体中央会

中小企業・小規模企業

相談

支援

三重県事業承継ネットワーク

三重県事業承継・引継ぎ支援センター
（ネットワーク事務局）
＜三重県産業支援センター＞

三重県よろず支援拠点

三重県中小企業活性化協議会

〔県内金融機関等〕

- ・銀行（百五、三十三）
- ・信用金庫（桑名三重、北伊勢上野、津、紀北）
- ・三重県信用保証協会
- ・日本政策金融公庫
- ・商工組合中央金庫
- ・三重県信用農業協同組合連合会
- ・名古屋中小企業投資育成株式会社

〔専門家〕

- ・三重弁護士会
- ・日本公認会計士協会東海会三重県会
- ・東海税理士会三重県支部連合会
- ・三重県中小企業診断協会

円滑な事業承継による企業の発展・再成長



三重県事業承継・引継ぎ支援センター（（公財）三重県産業支援センター）059-253-3154

事業承継への融資（事業承継支援資金）

事業承継に伴う株式や事業用資産の取得などの多額の資金需要への支援

- ・融資限度額：5,000万円
- ・融資利率：年率1.60%（県補助0.5%後）
- ・保証料率：年率0.45%～1.50%
（県補助0%～0.40%後）

※他にも、要件を満たせば経営者保証なしで利用可能な「事業承継フォロー資金」があります。



中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

事業承継税制等の認定窓口

事業承継税制等の認定事務を実施

○贈与税・相続税の納税猶予

- ・法人版(非上場株式等の承継):平成30年4月から拡充
- ・個人版(事業用資産等の承継):平成31年4月から開始

○金融支援（日本政策金融公庫の特別融資、別枠保証）



中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進

第22条

- 1 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

販路開拓等の海外展開を支援 (県内中小企業海外展開促進事業)

三重県産業支援センター、日本貿易振興機構（ジェトロ三重）、金融機関、損害保険会社等と連携し、中小企業・小規模企業の海外展開を支援

- ・個別相談
- ・現地情報の提供
- ・現地ニーズの把握
- ・リスク管理や通関に関する助言

 企業誘致推進課 海外展開支援班
059-224-2499



製造業を中心とした中小企業等に 販路開拓の機会を提供 (国内販路開拓支援事業)

自動車、ヘルスケア、航空、電気、機械等の大手メーカー等において、開発や調達ニーズに合った技術・製品を直接提案できる、展示会・個別商談会等を開催。

また、県外で実施される大規模展示会に三重県ブースを設け、県内企業の出展を支援。

※開催案件、参加希望等については、下記担当課までお問い合わせください。

 新産業振興課
ものづくり推進班
059-224-2749

外国出願に係る海外での事業展開等を支援 (中小企業等海外出願支援事業)

県内事業者が外国への事業展開等にあたり行う外国出願費用等の一部を補助

- ・応募資格 : 中小企業者・中小企業者で構成されるグループ 等
- ・補助対象経費 : 外国特許庁への出願、国内・現地代理人費用、翻訳費 等
- ・補助率 : 1/2以内
- ・補助金上限額 : 1企業に対する上限額 : 300万円(複数案件の場合)
- ・案件ごとの上限額 : 特許150万円、実用新案・意匠・商標60万円
冒認対策商標30万円

 (公財) 三重県産業支援センター
経営支援課 経営支援班
059-253-4355

みえ食の“人財”育成プラットフォーム

みえ食の“人財”育成プラットフォーム

農林水産事業者、食品製造事業者、飲食・サービス事業者をはじめ、大学、調理専門学校、高校など、食に関わる産学官が従来の枠組みを超えて連携し、「みえの食」に携わる人材の確保・育成に取り組む組織として令和2年3月に設立しました。

（会員数：98（令和7年4月1日現在））

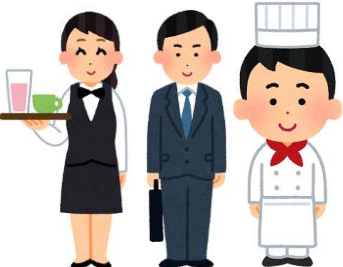
食関連産業に携わる従業員の資質やモチベーションの向上、異業種や企業と学生とのネットワーク構築、食関連産業に携わりたいと考える若者の確保等につながる様々な取組を実施します。

<事務局>  県産品振興課 県産品販売促進班
059-224-2336

みえ食の人財育成  検索

皆様のご参加を
お待ちしております。

<みえ食の“人財”育成プラットフォーム取組事業一覧>

研 修	交流事業	インターンシップ	 従業員のスキルアップ!! ネットワークの拡大!!
ISO—HACCP研修会 食品衛生7S研修会 食品加工技術講座 食の官能評価研修会 情報発信 食に関するセミナー等 産学連携の様子	さまざまな料理人との交流会 「みえの食」の達人による出前講座 学生とのコラボ商品の企画・開発 学生による食品関連事業者への現場訪問・工場見学 食分野の新技术交流会	「みえの食」に関連する企業のインターンシップ 助成事業 展示会出展・開催の助成 産学連携の助成 認証審査・登録の助成 若手料理人・若手社員・学生向け研修会の開催・参加助成	
			 食関連産業を深く知ること 就職後を具体的にイメージ!!

三重県農林水産物・食品輸出促進協議会

- ①県産農林水産物及び加工品の輸出の促進を図ることを目的として、平成26年3月に県と生産者・事業者・団体等で組織する 三重県農林水産物・食品輸出促進協議会（会長：県雇用経済部長、会員数：121（令和7年4月1日現在））を設立
- ② 協議会内に品目別の専門部会を設置し、輸出拡大に向けた課題の解決を目的とした事業をJETROや商社等のアドバイザーの支援を得て実施

【活動内容】

販路開拓支援、海外販路開拓に取り組む事業者へのアドバイス等を実施する「みえの食レップ」の設置、海外バイヤーを招いた商談会等を実施

上記のほか、品目ごとに専門部会（農産部会、畜産部会、林産部会、水産部会、食品部会）を設置し、品目に応じた販路開拓や環境整備を実施

【事務局】

 県産品振興課 県産品販売促進班
059-224-2336



第23条

県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。



DX人材育成、DX活用支援

- 中小企業向けDX推進人材育成事業の実施
主に県内中小企業の経営者及び従業員等を対象に、DX推進人材を育成するための基礎的な研修の開催
＜主な研修テーマ＞
DX基礎、クラウドサービス、AI活用、キャッシュレス、セキュリティ、DX活用事例・成功事例、データ活用等
- 中小企業向けDX推進リスティング事業の実施
中小企業のDXを推進する専門人材を育成するため、企業の業務効率化や課題解決に向けたデジタルスキルを学ぶ研修を実施
- 中小企業向けDX促進モデル事業（伴走支援）の実施
県内中小企業等を対象にデジタル技術等の導入に関する伴走支援を実施し、DXの成功事例を促進モデルとして共有する
- IT導入補助金説明会の実施
県内の中小企業・小規模事業者を対象に、経済産業省が実施するIT導入補助金（業務の効率化、生産性向上を目的としたITツールの導入費用の一部が補助）の概要について説明会を開催
- 県内企業とベンダー企業等との産学官金マッチングイベントの実施
高等教育機関、金融機関と連携しつつ、中小企業とITベンダー企業、学生とのマッチングを開催
- みえDX推進ラボの活動
産学官金の連携により、中小企業等のDXの取組による新事業創出・地域課題解決にかかる県内の取組を推進するため、プロジェクトWG活動やセミナーを開催



防災・減災対策等への支援

第24条

県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

主な支援制度

「事業継続力強化計画」認定制度の策定支援

- 「事業継続力強化計画」とは
中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定
- ・記載が必要な事項：ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認結果、
発災時の初動対応手順、人員確保など具体的対策、
訓練実施など実効性確保の取組
 - ・支援策：①企業名を中小企業庁HPへ公表、認定ロゴマークの使用可能
②対象の防災・減災設備の税制優遇
③補助金の優先採択（ものづくり補助金 等）
④信用保証枠の拡大、日本政策金融公庫による低利融資等の金融支援等
 - ・提出先：中部経済産業局 産業部 中小企業課

県では「事業継続力強化計画」の策定支援に関するセミナー等を実施します。



中小企業・サービス産業振興課 中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

防災・減災対策への融資 (防災・減災対策支援資金)

事業継続力強化計画に従って事業継続力強化（建物の耐震補強や機械の転倒防止策等）を行う事業者への資金繰り支援

- ・融資対象：事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者
- ・融資限度額：5,000万円
- ・融資期間：設備7年以内、運転5年以内
- ・融資利率：固定・年率1.40%（県0.50%補助後）
- ・保証料率：年率0.44%（県0.24%補助後）
消防団協力事業所は年率0.34%



中小企業・サービス産業振興課
金融支援班 059-224-2447

社員・地域・顧客とともに発展し続ける中小企業・小規模企業を顕彰します

第 2 5 条

- 1 県は、中小企業・小規模企業が有する、魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

三重のサステナブル経営アワード

右の図の4つの取組を実践することで、自社の付加価値向上と経営基盤の改善を推進し、持続可能性の高い経営を行う中小企業・小規模企業の優れた取組を「**三重のサステナブル経営アワード**」として知事表彰します。



県内産業を支え、そしてこれからも支え続ける
県内中小企業・小規模企業を顕彰することで、
企業の魅力を情報発信します。



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

地域の幅広いご意見・ご提言を施策に反映するため、
「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を設置しています

第 2 6 条

- 1 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興を検討

「みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会」を5地域（北勢、中南勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州）に設置
地域の実情に応じた中小企業・小規模企業の振興や、中小企業・小規模企業が抱える課題の把握、解決策等を検討



中小企業・サービス産業振興課
中小企業・サービス産業振興班
059-224-2534

（前文）

本県の中小企業・小規模企業は、本県の経済をけん引し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している重要な存在である。また、本県の北部では製造業が集積し、本県の南部では地域資源を活用した産業及び観光業が盛んであるなど、県内には多様な中小企業・小規模企業が数多く存在し、地域の雇用を支えている。

本県が有する世界に誇るべき歴史、文化及び風土の中で貫かれてきたものは、伝統及び技術を受け継ぎながらも、時代の変化に対応する精神である。

昨今、世界においては、国際的な競争及び海外の市場の変化が激しさを増す中、情報通信技術の分野における急速な技術革新の進展により産業構造が著しく変化しており、特に、世界と直結する事業を展開しているグローバル企業が立地する本県の経済は、世界経済の影響を受けやすい産業構造にあるため、今後、世界経済の構造変化への対応が一層求められる。また、国内においては、今後、人口減少社会における持続可能な社会の実現に向けて、少子高齢化、地域の過疎化等の社会的課題の解決と経済発展の両立が一層求められる。

今まさに、本県の中小企業・小規模企業は、この大きな構造変化を好機として捉え、伝統及び技術を受け継ぎながら時代の変化に対応するという本県に根付く精神をもって、その機動性及び地域性を発揮するとともに、知恵、知識及び技術を積極的に取り込み、それらを組み合わせ又はつなぎ直すことで、新たな価値を創出し、新たな事業の展開に果敢に取り組んでいくことが必要である。

県は、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上とともに、中小企業・小規模企業の新たな価値の創造及び挑戦を促進するため、特に小規模企業に配慮しつつ、人材の育成、職場環境の整備、資金供給の円滑化、創業及び第二創業の促進、事業承継の促進、海外への進出及び海外の企業との連携、情報通信技術の活用、防災・減災対策など中小企業・小規模企業の特性に応じた支援を行うことで、中小企業・小規模企業の意欲を引き出す必要がある。また、中小企業・小規模企業の振興に当たっては、関係機関と協力しながら、県が先頭に立って推進していく。

本県の中小企業・小規模企業の振興を通じて、本県の中小企業・小規模企業がその特色を活かしながら時代の変化に対応していくことは、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上のみならず、日本全体をけん引していくことにつながる。このことを県民全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を県政の重要課題として位置付け、時代の変化への対応に必要な支援を迅速かつ的確に実施していくためにこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興について、基本理念を定め、県の責務、中小企業・小規模企業の努力及び市町、中小企業・小規模企業に関する団体等の役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応し、本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（中小企業・小規模企業の範囲及び用語の定義）

第2条 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする中小企業は、おおむね次に掲げる事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するもの（次項に規定する小規模企業を除く。）とし、その範囲は、県の施策が次条の基本理念（以下この条及び第4条から第12条までにおいて「基本理念」という。）の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

（1）資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

（2）資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

（3）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

（4）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この条例に基づいて講ずる県の施策の対象とする小規模企業は、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものとし、その範囲は、県の施策が基本理念の実現を図るため効率的に実施されるよう施策ごとに定めるものとする。

3 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、第1項に規定する中小企業及び前項に規定する小規模企業をいう。

4 この条例において「中小企業・小規模企業に関する団体」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第3条に規定する商工会（第15条第2項において「商工会」という。）、同法第55条の2に規定する商工会連合会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）第6条に規定する商工会議所（第15条

第2項において「商工会議所」という。）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する都道府県中小企業団体中央会、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第7条第1項の規定により指定された特定支援事業を行う者、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第1条に規定する信用保証協会等中小企業・小規模企業の振興を目的とする団体をいう。

5 この条例において「教育機関」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他職業に必要な能力を育成することを目的とする機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興については、中小企業・小規模企業が経済的社会的環境の変化に対応して、経営の向上に対する主体的な努力を促進することを旨としなければならない。

2 中小企業・小規模企業の振興については、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑みることが旨としなければならない。

3 中小企業・小規模企業の振興については、経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第15条第1項及び第21条において同じ。）の確保が困難である小規模企業に関して、経営の規模及び形態を勘案し、かつ、きめ細かく支援することを旨としなければならない。

4 中小企業・小規模企業の振興については、県、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関（県内に本店又は支店を有する銀行、信用金庫その他の金融機関をいう。次条第2項及び第10条において同じ。）、大企業（中小企業・小規模企業以外の事業者であって県内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。次条第2項及び第11条において同じ。）及び県民が連携し、及び協力することを旨としなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、基本理念にのっとり、地域の経済の実情を踏まえた継続的な振興を図るため、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について策定し、総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、国、市町、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関、金融機関、大企業及び県民と連携し、協力して取り組むものとする。

（中小企業・小規模企業の主体的な努力）

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、主体的に経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の機会の確保、人材の育成その他雇用における環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業は、事業活動を通じて、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第6条 市町は、基本理念にのっとり、市町の地域の特性を活かして、国、県、他の市町等と連携し、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

（中小企業・小規模企業に関する団体の役割）

第7条 中小企業・小規模企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の経営の安定及び向上の支援に積極的に取り組むとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（教育機関の役割）

第8条 教育機関は、基本理念にのっとり、教育活動を通じて、勤労及び職業に対する意識の啓発その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（高等教育機関の役割）

第9条 高等教育機関（学校教育法第83条に規定する大学及び同法第115条に規定する高等専門学校をいう。第17条第1項及び第22条第2項において同じ。）は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業が行う研究開発及び人材の育成に対する協力その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（金融機関の役割）

第10条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の円滑な資金の調達及び経営の支援その他の必要な協力を行うとともに、中小企業・小規模企業に対する支援を通じ、地域の経済及び社会への貢献につなげていくよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第11条 大企業は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業と連携した事業の機会の創出その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

（県民の理解及び協力）

第12条 県民は、基本理念にのっとり、地域の雇用を促進し、地域社会の持続的な形成及び維持に寄与している中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業・小規模企業の振興が本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解するよう努

三重県中小企業・小規模企業振興条例

めるとともに、国、県、市町等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興）

第13条 県は、ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造又は修理と密接に関連する事業活動を行う業種に係る産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業における高付加価値化（工業製品の付加価値を高めることをいう。）並びに新たな工業製品及び商品の開発の促進を図るとともに、中小企業・小規模企業の新たな基盤技術及び技能の習得を促進するため、技術開発、新しい分野への進出、設備導入及び同じ業種又は異なる業種との連携の促進の支援その他の事業環境の整備に必要な措置を講ずるものとする。

（サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化）

第14条 県は、サービス産業に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生産性の向上及び顧客の需要を踏まえた事業の展開の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、商店街の支援を通じて、地域の特色を活かしたまちづくりを促進するため、商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、伝統産業（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定により指定された県内の伝統的工芸品その他知事が指定する三重県指定伝統工芸品に係る産業をいう。）及び地場産業（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定する地域産業資源を活用した産業をいう。）に携わる中小企業・小規模企業の振興を図るため、生活様式の多様化に対応した商品の開発及び当該産業に特有の技能の承継の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（小規模企業に対する支援）

第15条 県は、経営資源の確保が困難である小規模企業に対するきめ細かな支援体制を構築するものとする。

2 県は、地域の商工会、商工会議所等が実施する小規模企業の経営に関する相談及び指導を行う体制の充実並びに課題の解決に向けた取組に対して必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、小規模企業等の連携による商品の開発及び販路の開拓並びに新たなサービスの創出の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（三重県販経営向上計画の認定等）

第16条 中小企業・小規模企業は、規則で定めるところにより、経営の向上に係る計画（以下この条において単に「計画」という。）を作成し、これを知事に提出して、計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（1）前項の認定を受けようとする中小企業・小規模企業の概要

（2）経営の向上に係る事業の内容

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

（1）計画が経営の向上を確実に遂行するに当たり適切なものであること。

（2）計画が地域社会の持続的な形成及び維持に寄与するものであること。

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める基準を満たすものであること。

4 県は、第1項の規定による計画の認定を受けた中小企業・小規模企業（以下この条において「認定中小企業・小規模企業」という。）が計画を着実に実行できるよう、認定中小企業・小規模企業に対して資金が円滑に供給されるために必要な措置その他の必要な支援を講ずるものとする。

5 認定中小企業・小規模企業は、第1項の認定を受けた計画を変更しようとするときは、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

6 知事は、認定中小企業・小規模企業が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消すことができる。

（1）第1項の認定を受けた計画（前項の規定による変更があったときは、当該変更後の計画をいう。以下この条において同じ。）に係る事業の中止若しくは廃止その他の事由により認定中小企業・小規模企業が計画に従って事業を行っていないとき又は計画に虚偽の記載をして第1項の認定を受けたとき。

（2）中小企業・小規模企業に該当しなくなったとき。

7 前各項に定めるもののほか、計画の認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

（人材の育成及び確保）

第17条 県は、中小企業・小規模企業の経営者の育成を図るため、高等教育機関等との連携を通じて、経営者、経営者を補佐する人材及び経営を行おうとしている者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業において必要とされる能力を備えた人材の育成及び確保を図るため、中小企業・小規模企業に関する団体、教育機関等の関係機関と連携し、若者のキャリアアップ（これまで経験した職務その他の能力を開発する機会を通じ、職業能力の向上が図られることをいう。）のための取組並びに県内外の若者等の県内の中小企業・小規模企業

への就職及び定着の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者、外国人等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

（職場環境の整備）

第18条 県は、多様な人材が個々の事情に応じた働き方を実現し、その能力を最大限発揮できるよう、中小企業・小規模企業における従業員のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいう。）及び健康づくりに配慮した職場環境の整備を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（資金供給の円滑化）

第19条 県は、中小企業・小規模企業に対して資金の円滑な供給を図るため、融資制度及び信用補完事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（創業及び第二創業の促進）

第20条 県は、中小企業・小規模企業の円滑な創業及び第二創業（既に事業を営んでいる中小企業・小規模企業が先代から事業を引き継いだ場合等において、事業の形態の転換又は新しい事業若しくは分野に進出することをいう。以下この項において同じ。）を促進するため、創業及び第二創業に関する意欲の醸成並びに相談を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業における新たな発想及び技術を活用した新事業の創出を促進するため、創造的な視点を有する人材の育成及び活用並びに革新的な技術の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（事業承継への支援）

第21条 県は、中小企業・小規模企業に蓄積された経営資源が散逸することなく事業が承継され、地域社会の持続的な形成及び維持が図られるよう、後継者の育成に対する支援等円滑な事業の承継を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進）

第22条 県は、国内及び海外での市場の開拓に関する取組を行う中小企業・小規模企業の販路の拡大を促進するため、中小企業・小規模企業等の連携及び共同での販路の開拓の支援並びに県内及び県外において販売する機会の充実を図るとともに、国内及び海外の見本市、商談会等に出展する中小企業・小規模企業への効果的かつ効率的な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業が事業の基盤を県内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における産学官の経済交流（中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、高等教育機関、県及び市町が、経済交流を行うことをいう。）の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の活用）

第23条 県は、中小企業・小規模企業における情報通信技術の活用による生産性の向上を図るため、情報通信技術の導入及び活用並びにデータの利活用を促進し、並びにこれらに資する人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

（防災・減災対策等への支援）

第24条 県は、自然災害その他の事業活動の基盤における重大な障害（以下この条において「災害等」という。）が発生した場合においても、中小企業・小規模企業が円滑に事業を再開し、又は継続することにより、災害等による地域経済への影響を軽減できるよう、事前計画の策定の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（情報の提供及び顕彰）

第25条 県は、中小企業・小規模企業が有する魅力を周知するため、中小企業・小規模企業に関する情報の提供の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、本県の産業の活性化に寄与した中小企業・小規模企業の顕彰及び公表を行うものとする。

（みえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の設置等）

第26条 県は、中小企業・小規模企業の振興について、地域の経済の実情に応じて具体的かつ計画的に推進するため、地域ごとにみえ中小企業・小規模企業振興推進協議会の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業に関する団体、市町等に対する施策の広報及び当該施策における利便性の向上に努めるものとする。

（財政上の措置）

第27条 県は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の規定については、経済的社会的環境の変化及びこの条例に基づく施策の実施の状況を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県雇用経済部への各種お問い合わせ・ご相談はこちらまで

新たな事業展開をめざす方

○ものづくり産業に携わる方

ものづくり企業における技術開発、販路開拓、産学官連携などを支援します。

【問い合わせ先】 新産業振興課 ものづくり推進班 ☎ 059-224-2749

○食関連産業に携わる方

県内食品企業等の国内・海外への販路開拓、人材育成などを支援します。

【問い合わせ先】 県産品振興課 県産品販売促進班 ☎ 059-224-2336

○伝統産業・地場産業に携わる方

消費者への新たな価値を提案する商品開発や販路開拓などを支援します。

【問い合わせ先】 県産品振興課 県産品販売促進班 ☎ 059-224-2336

経営全般のことでお悩みの方

経営、マーケティング、人材、税務、事業承継など様々な経営課題を解決するため、相談窓口の紹介などで支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 ☎ 059-224-2534

人材の育成や確保でお悩みの方

人材の育成・確保、女性や障がい者等の就業機会の提供を推進するため、企業の人づくりを支援します。

【問い合わせ先】 雇用対策課 若者・女性雇用班 ☎ 059-224-2465

働き方改革・人材育成班 ☎ 059-224-2454

障がい者雇用・就労促進課 障がい者雇用班 ☎ 059-224-2510

資金の調達でお悩みの方

経営の安定や新事業展開などに必要な資金需要に応えるため、商工団体や金融機関とともに支援します。

【問い合わせ先】 中小企業・サービス産業振興課 金融支援班 ☎ 059-224-2447

創業や第二創業でお悩みの方

新たな経済循環や多様な働く場の創出を図るため、県内における起業や新たな事業のスタートアップを支援します。

【問い合わせ先】 産業イノベーション推進課 技術革新班 ☎ 059-224-2227

販路拡大をめざす方

商談会等の開催、販路拡大を支援します。

【問い合わせ先】 新産業振興課 ものづくり推進班 ☎ 059-224-2749

県産品振興課 営業推進班 ☎ 059-224-2386

県産品販売促進班 ☎ 059-224-2336

海外展開をめざす方

海外ビジネス環境の情報提供など県内企業の海外展開を支援します。

【問い合わせ先】 企業誘致推進課 ☎ 059-224-2499

三重県商工会連合会、各商工会

●三重県商工会連合会 〒514-0004 津市栄町1－891 三重県合同ビル6階
 問い合わせ先 電話 059－225－3161 ホームページ <http://www.mie-shokokai.or.jp/>

●各商工会の問い合わせ先は以下のとおりです。

商工会名	郵便番号	所在地	電 話
桑名三川商工会	〒511-0106	桑名市多度町多度871-11	0594-48-2627
長島支所	〒511-1126	桑名市長島町又木28-3	0594-42-3111
木曾岬町商工会	〒498-0807	桑名郡木曾岬町大字西対海地47-4	0567-68-1183
いなべ市商工会	〒511-0428	いなべ市北勢町阿下喜1991	0594-72-3131
東員町商工会	〒511-0251	員弁郡東員町山田1600	0594-76-2510
菰野町商工会	〒510-1234	三重郡菰野町福村871-1	059-393-1050
楠町商工会	〒510-0104	四日市市楠町南五味塚60	059-397-2046
朝明商工会	〒510-8123	三重郡川越町豊田一色405	059-365-6603
津北商工会	〒510-0304	津市河芸町上野326-6	059-245-5678
津市商工会	〒515-3133	津市白山町南家城1034-3	059-262-3250
安濃支所	〒514-2302	津市安濃町安濃2300-12	059-268-2909
芸濃支所	〒514-2211	津市芸濃町棕本1845-10	059-265-2304
美里支所	〒514-2113	津市美里町三郷46-3	059-279-2456
一志支所	〒515-2516	津市一志町田尻605-1	059-293-0109
香良洲支所	〒514-0325	津市香良洲町159-5	059-292-3323
美杉支所	〒515-3421	津市美杉町八知5392-4	059-272-0080
伊賀市商工会	〒519-1412	伊賀市下柘植723-1	0595-45-2210
阿山支所	〒518-1313	伊賀市馬場1128-4	0595-43-0014
大山田支所	〒518-1422	伊賀市平田950-1	0595-47-0321
島ヶ原支所	〒519-1711	伊賀市島ヶ原4743	0595-59-2010
青山支所	〒518-0226	伊賀市阿保570-1	0595-52-0438
松阪北部商工会	〒515-2112	松阪市曾原町875-2	0598-56-2039
嬉野支所	〒515-2324	松阪市嬉野町1443-7	0598-42-2524
松阪香肌商工会	〒515-1411	松阪市飯南町粥見3950	0598-32-2321
多気町商工会	〒519-2181	多気郡多気町相可1687-8	0598-38-2117
明和町商工会	〒515-0332	多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-5235
大台町商工会	〒519-2404	多気郡大台町佐原1001-4	0598-82-1411
大紀町商工会	〒519-2802	度会郡大紀町崎2200-1	0598-74-1379
玉城町商工会	〒519-0415	度会郡玉城町田丸104	0596-58-3211
伊勢小俣町商工会	〒519-0505	伊勢市小俣町本町3	0596-22-3619
度会町商工会	〒516-2103	度会郡度会町棚橋1436-4	0596-62-1313
南伊勢町商工会	〒516-0101	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3917	0599-66-0054
志摩市商工会	〒517-0501	志摩市阿児町鵜方5012	0599-44-0700
志摩支所	〒517-0703	志摩市志摩町和具594-1	0599-85-1115
磯部支所	〒517-0214	志摩市磯部町迫間1893	0599-55-0230
みえ熊野古道商工会	〒519-3205	北牟婁郡紀北町長島2141	0597-47-0576
海山支所	〒519-3413	北牟婁郡紀北町引本浦871	0597-32-0519
御浜支所	〒519-5203	南牟婁郡御浜町下市木919-45	05979-2-3220
紀宝町商工会	〒519-5701	南牟婁郡紀宝町鵜殿1410	0735-29-1515

三重県商工会議所連合会、各商工会議所

- 三重県商工会議所連合会 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
問い合わせ先 電話 059-227-1666 ホームページ <http://mie-cci.com/>
- 各商工会議所の問い合わせ先は以下のとおりです。
融資、講習会、経営相談、取引紹介、検定試験、共済制度などのご相談は、お気軽に最寄の商工会議所へお問い合わせ下さい。

※三重県商工会議所連合会のホームページより

商工会議所名	郵便番号	所在地	電 話
四日市商工会議所	〒510-8501	四日市市諏訪町2番5号	059-352-8191
津商工会議所	〒514-0033	津市丸之内29-14	059-228-9141
伊勢商工会議所	〒516-0037	伊勢市岩渕1-7-17	0596-25-5151
松阪商工会議所	〒515-0014	松阪市若葉町161-2	0598-51-7811
鈴鹿商工会議所	〒513-0802	鈴鹿市飯野寺家町816	059-382-3222
桑名商工会議所	〒511-8577	桑名市桑栄町1番地1	0594-22-5155
上野商工会議所	〒518-0873	伊賀市上野丸之内500	0595-21-0527
亀山商工会議所	〒519-0124	亀山市東御幸町39-8	0595-82-1331
尾鷲商工会議所	〒519-3611	尾鷲市朝日町14-45	0597-22-2611
名張商工会議所	〒518-0729	名張市南町822-2	0595-63-0080
鳥羽商工会議所	〒517-0022	鳥羽市大明東町1番7号	0599-25-2751
熊野商工会議所	〒519-4323	熊野市木本町171	0597-89-3435

三重県中小企業団体中央会

中央会では「中小企業連携で“みえの元気”を育てます」をモットーに、中小企業連携組織及び中小企業の振興・発展をお手伝いしています。(ホームページより)

- 三重県中小企業団体中央会 ホームページ <https://www.chuokai-mie.or.jp/>

【問い合わせ先】 〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
電話 059-228-5195

県内各市町（商工関係）

県内各市町の商工関係に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

※担当課や電話番号等は、変更がある場合もございますので、各市町へご確認ください。

市町名	担当課	郵便番号	所在地	電 話
桑名市	産業振興部 商工課	〒511-8601	桑名市中央町2丁目37番地	0594-24-1199
いなべ市	農林商工部 商工観光課	〒511-0498	いなべ市北勢町阿下喜31番地	0594-86-7833
木曽岬町	産業課	〒498-8503	桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地	0567-68-6105
東員町	産業課	〒511-0295	員弁郡東員町大字山田1600番地	0594-86-2808
四日市市	商工農水部 商業労政課	〒510-8601	四日市市諏訪町1番5号	059-354-8175
菰野町	観光産業課 観光商工推進室	〒510-1292	三重郡菰野町大字潤田1250番地	059-391-1129
朝日町	産業建設課	〒510-8522	三重郡朝日町大字小向893番地	059-377-5658
川越町	産業建設課	〒510-8588	三重郡川越町大字豊田一色280番地	059-366-7117
鈴鹿市	産業振興部 産業政策課	〒513-8701	鈴鹿市神戸1丁目18番18号	059-382-8698
亀山市	産業環境部 商工観光課	〒519-0195	亀山市本丸町577番地	0595-84-5049
津市	商工観光部 経営支援課 商業振興労政課	〒514-0131	津市あのだつ台4丁目6-1	059-236-3355
		〒514-8611	津市西丸之内23番1号	059-229-3169
松阪市	産業文化部 商工政策課	〒515-8515	松阪市殿町1340番地1	0598-53-4361
多気町	企画調整課	〒519-2181	多気郡多気町相可1600番地	0598-38-1124
明和町	産業振興課	〒515-0332	多気郡明和町大字馬之上945	0596-52-7118
大台町	産業課	〒519-2404	多気郡大台町佐原750番地	0598-82-3786
伊勢市	産業観光部 商工労政課	〒516-8601	伊勢市岩渕1丁目7番29号	0596-21-5512
鳥羽市	観光商工課	〒517-0011	鳥羽市鳥羽3丁目1番1号	0599-25-1156
志摩市	観光経済部 経済課	〒517-0592	志摩市阿児町鵜方3098番地22	0599-44-0010
玉城町	産業振興課	〒519-0495	度会郡玉城町田丸114-2	0596-58-8204
度会町	産業振興課	〒516-2195	度会郡度会町棚橋1215番地1	0596-62-2416
大紀町	商工観光課	〒519-2703	度会郡大紀町滝原1610番地1	0598-86-2243
南伊勢町	観光商工課	〒516-1492	度会郡南伊勢町神前浦15番地	0596-77-0003
伊賀市	産業振興部 商工労働課	〒518-8501	伊賀市四十九町3184番地	0595-22-9669
名張市	産業部 商工経済室	〒518-0492	名張市鴻之台1番町1番地	0595-63-7824
尾鷲市	商工観光課	〒519-3696	尾鷲市中央町10番43号	0597-23-8215
紀北町	商工観光課	〒519-3292	北牟婁郡紀北町東長島769番地1	0597-46-3115
熊野市	商工・観光スポーツ課	〒519-4392	熊野市井戸町796番地	0597-89-4111(代)
御浜町	企画課	〒519-5292	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120番地1	05979-3-0507
紀宝町	産業振興課	〒519-5701	南牟婁郡紀宝町鵜殿324番地	0735-33-0336

三重県信用保証協会

信用保証協会は、信用保証協会法に基づいて設立された認可法人です。

中小企業の皆さまが、事業資金を借り入れるとき、あるいは私募債を発行するとき、信用保証協会が公的な保証人となることで、金融円滑化を図る機関です。中小企業の育成を金融の側面から支援するこの仕組みを「信用保証制度」といいます。

三重県をはじめ各都道府県など、全国であわせて51の信用保証協会があります。三重県信用保証協会は、昭和24年(1949年)に設立され、国および地方公共団体の支援のもとに各金融機関と協調して中小企業を応援しています。(ホームページより)

●三重県信用保証協会 ホームページ <http://www.cgc-mie.or.jp/>

【問い合わせ先】

本店(亀山市以南の方) 〒514-0003 津市桜橋3丁目399番地 電話 059-229-6021
四日市支店(鈴鹿市以北の方) 〒510-0085 四日市市諏訪町4番5号 電話 059-353-9161

株式会社日本政策金融公庫(日本公庫)

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的として業務を行っています。(ホームページより)

●株式会社日本政策金融公庫 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>

【問い合わせ先】

津支店	〒514-0021	津市万町津133番地	中小企業事業	電話 059-227-0251
			国民生活事業	電話 0570-057829
四日市支店	〒510-0086	四日市市諏訪栄町1-12	国民生活事業	電話 0570-057864
伊勢支店	〒516-0037	伊勢市岩渕2-5-1	国民生活事業	電話 0570-058002

公益財団法人三重県産業支援センター

公益財団法人三重県産業支援センターは、新産業の創出及び地域産業の経営革新を支援する事業を行い、地域産業の振興を図るとともに、活力ある地域経済の発展に寄与します。

●公益財団法人三重県産業支援センター ホームページ <https://www.miesc.or.jp/>

【問い合わせ先】

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階 電話 059-228-3326

●公益財団法人三重県産業支援センター 北勢支所

【問い合わせ先】

〒510-0805 四日市市東阿倉川788 (三重県工業研究所窯業研究室 施設内)
電話 059-327-5830

「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に関するお問い合わせは

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県 雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課

電話 059-224-2534 FAX 059-224-2078

E-mail chusho@pref.mie.lg.jp